

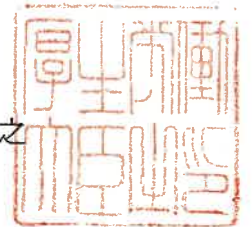
厚生労働省発職 0330 第 2 号

令和 4 年 3 月 30 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用関係助成金等の見直し

一 特定求職者雇用開発助成金制度の改正（略）

二 トライアル雇用助成金制度の改正（略）

三 キャリアアップ助成金制度の改正（略）

四 人材開発支援助成金制度の改正

1 人材開発支援助成金制度において、人への投資促進コース助成金を創設し、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、(一)に該当する事業主に対して、(二)に定める額を支給するものとする。ただし、当該期間、雇保則第二百二十五条第二項第一号ニ(2)に規定する長期教育訓練休暇制度を導入している事業主及び(一)の(6)のロの(イ)の措置のうち所定労働時間の短縮による措置に係る制度のみを新たに導入した事業主に対し、それぞれの制度に対応する額の人材開発支援コース助成金の支給は、行わないものとする。

(一) 次のいずれかに該当する事業主であること。

(1) 雇保則第二百五条第二項第一号イ(1)(i)、(iii)及び(v)から(vii)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 年間職業能力開発計画（職業訓練等、職業能力開発のための休暇、職業能力の評価、キャリアコンサルティングその他の職業能力開発に関する計画であつて一年ごとに定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、その雇用する被保険者に受けさせる計画的な定額制の職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とする職業訓練等であつて、一定期間当たり定額で受講回数を定めないものに限る。以下「定額制訓練」という。）を受けさせる事業主（当該定額制訓練の期間、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

ロ 年間職業能力開発計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人への投資促進コース助成金の受給についての申請書の提出日までの間において、当該年間職業能力開発計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを

得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(2) 雇保則第二百五条第二項第一号イ(1)(i)、(iii)、(v)及び(vi)に該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者が自発的な職業能力開発を受けるために当該事業主以外の者が行う職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものであるものに限る。以下「自発的職業能力開発訓練」という。）を受け、ロの制度に基づき、被保険者が負担した当該自発的職業能力開発訓練の費用の全部又は一部を補助する事業主であること。

ロ 労働協約又は就業規則に定めるところにより、自発的職業能力開発訓練に要する経費を負担する制度を整備している事業主であること。

ハ 年間職業能力開発計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局

長に対する人への投資促進コース助成金の受給についての申請書の提出日までの間において、当該年間職業能力開発計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

二 年間職業能力開発計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(3) 雇保則第二百二十五条第二項第一号イ(i)、(ii)及び(v)から(vii)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に高度な情報技術の利用のための能力及び知識を向上させる職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させること又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするもの（学校教育法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものを除く。）に限る。以下「高度デジタル人材訓練」という。）を受けさせる事業主（当

該高度デジタル人材訓練の期間、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

ロ 年間職業能力開発計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人への投資促進コース助成金の受給についての申請書の提出日までの間において、当該年間職業能力開発計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ハ 次のいずれかを満たす事業主であること。

(イ) 情報通信業（統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類G―情報通信業をいう。以下同じ。）を主たる事業とする事業主であること。

(ロ) 情報処理の促進に関する法律第三十一条の認定を受けた事業主であること。

(ハ) (イ)及び(ロ)に定めるもののほか、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方角性の検討を行い、その結果に基づい

て事業内職業能力開発計画を作成した事業主であること。

(4) 雇保則第二百二十五条第二項第一号イ(i)、(ii)及び(v)から(vii)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に将来において成長発展が期待される分野等に関連する職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させること又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とするものであつて、学校教育法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものに限る。以下「成長分野等人材訓練」という。）を受けさせる事業主（当該成長分野等人材訓練の期間、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

ロ 年間職業能力開発計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人への投資促進コース助成金の受給についての申請書の提出日までの間において、当該年間職業能力開発計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを

得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(5) 雇保則第二百五条第二項第一号イ(1)(i)、(iii)及び(v)から(vii)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

イ 年間職業能力開発計画に基づき、次の(イ)から(ハ)までに掲げるいずれかの者（情報技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に限る。以下「情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者」という。）にそれぞれ当該規定に掲げる職業訓練（情報技術の利用のための能力又は知識経験を向上させる職業訓練に限る。以下「情報技術分野認定実習併用職業訓練」という。）を受けさせる事業主（当該情報技術分野認定実習併用職業訓練の期間、当該情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(イ) 新たに雇い入れた被保険者（有期契約労働者等を除く。以下この(5)において同じ。）であつて、十五歳以上四十五歳未満のもの 職業能力開発促進法第二十六条の五第一項に規

定する認定実習併用職業訓練（以下このイにおいて「対象認定実習併用職業訓練」という。）

(ロ) 職業能力開発促進法第二十六条の三第三項に規定する認定を受ける前から雇用する十五歳以上四十五歳未満の被保険者のうち、新たに通常の労働者へ転換した者 対象認定実習併用職業訓練

(ハ) その雇用する被保険者であつて、十五歳以上四十五歳未満のもの 学校教育法第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を含む。）と連携した対象認定実習併用職業訓練

ロ 年間職業能力開発計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人への投資促進コース助成金の受給についての申請書の提出日までの間において、当該年間職業能力開発計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ハ 年間職業能力開発計画に基づき、情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者に職務経歴等記録書による職業能力の評価を実施する事業主であること。

ニ 次のいずれかを満たす事業主であること。

(イ) 情報通信業を主たる事業とする事業主であること。

(ロ) (イ)に定めるもののほか、厚生労働省人材開発統括官の定めるその雇用する被保険者に当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けさせることにより、当該被保険者が職務に關連する実践的な能力を発揮することができると思込まれる事業主であること。

(6) 雇保則第二百五条第二項第一号イ(ロ)に該当する事業主であつて、次のいずれかに該当する事業主であること。

イ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(イ) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。）又はキャリアコンサルティン

グ（以下このイ及びロイにおいて「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な三十日以上のお暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下同じ。）の付与による自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置を新たに行った又は既に行ったもののうち一定の要件を満たす事業主であること。

(ロ) (イ)の措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主であること。

(ハ) 事業内職業能力開発計画をその雇用する被保険者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(イ)の措置に係る計画（以下「休暇制度導入・適用計画」という。）の作成及び周知をしたものであること。

(ニ) 休暇制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。

(ホ) 休暇制度導入・適用計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人への投資促進コース助成金の受給についての申請書を提出する日までの間（ヘ）において「基準期間」という。）において、当該休暇制度導入・適用計画に係る事

業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(ハ) 休暇制度導入・適用計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

(ト) 当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ロ 次のいずれにも該当する事業主であること。

(イ) その雇用する被保険者のキャリア形成を支援するため、労働協約又は就業規則に定めるところにより、当該被保険者の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除による自発的職業能力開発を受ける機会確保等を通じた職業能力の開発及び向上を促進する措置を新たに行った事業主であること。

- (ロ) (イ)の措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主であること。
- (ハ) 事業内職業能力開発計画をその雇用する被保険者に周知した事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき(イ)の措置に係る計画（以下このロにおいて「短時間勤務等制度導入・適用計画」という。）の作成及び周知をしたものであること。
- (ニ) 短時間勤務等制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出した事業主であること。
- (ホ) 短時間勤務等制度導入・適用計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人への投資促進コース助成金の受給についての申請書を提出する日までの間（ハ）において「基準期間」という。）において、当該短時間勤務等制度導入・適用計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。
- (ハ) 短時間勤務等制度導入・適用計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に

離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると認められる事業主であること。

(ト) 当該短時間勤務等制度導入・適用計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(二) 次の(1)から(6)までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) (一) (1)に該当する事業主 定額制訓練（当該訓練を十時間以上実施したものをいう。）（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十））の額

(2) (一) (2)に該当する事業主 次のイからハまでに定める額

イ 自発的職業能力開発訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を含む。）において実施するものを除く。以下このイにおいて同じ。）に係る入学料及び受講料（事業主が(一)(2)ロの制度に基づき負担した

額に限る。ロ及びハにおいて同じ。）の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）の額（その額が、当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき、次のイからハまでに掲げる一の自発的職業能力開発訓練の実施時間数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を超えるときは、当該定める額）

(イ) 二十時間以上百時間未満 七万円

(ロ) 百時間以上二百時間未満 十五万円

(ハ) 二百時間以上 二十万円

ロ 自発的職業能力開発訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第九十七条に規定する大学院（これに相当する外国の大学院を除く。）において実施するものに限る。以下このロにおいて同じ。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）の額（その額が、一の年度における当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき六十万円を超えるときは、六十万円）

ハ 自発的職業能力開発訓練（学校教育法第九十七条に規定する大学院に相当する外国の大学

院において実施するものに限る。以下このハにおいて同じ。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）の額（その額が、一の年度における当該自発的職業能力開発訓練を受けた被保険者一人につき二百万円を超えるときは、二百万円）

(3) (一)(3)に該当する事業主 次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 高度デジタル人材訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものを除く。以下このイにおいて同じ。）を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(イ) 高度デジタル人材訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに高度デジタル人材訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十（中小企業事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該高度デジタル人材訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の高度デジ

タル人材訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額)

(i) 十時間以上百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(ii) 百時間以上二百時間未満 二十五万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）

(iii) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(ロ) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該被保険者一人につき、千二百時間を限度とする。）に四百八十円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

ロ 高度デジタル人材訓練（学校教育法第八十三条に規定する大学において実施するものに限る。以下このロにおいて同じ。）を受けさせる事業主 次に掲げる額の合計額

(イ) 高度デジタル人材訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十（中小企業事業主

にあつては、百分の七十五)の額(その額が、当該高度デジタル人材訓練を受けた被保険者一人につき、百万円を超えるときは百万円(中小企業事業主にあつては、百五十万円を超えるときは百五十万円))

(ロ) その雇用する被保険者に対して、高度デジタル人材訓練(座学等に限る。)を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数(当該被保険者一人につき、千二百時間(当該被保険者に学校教育法第八十三条に規定する大学において実施される訓練等又は専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間)を限度とする。)に四百八十円(中小企業事業主にあつては、九百六十円)を乗じて得た額

(4) (イ)に該当する事業主 次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 成長分野等人材訓練(学校教育法第九十七条に規定する大学院(これに相当する外国の大学院を除く。))において実施するものに限る。以下このイにおいて同じ。)を受けさせる事

業主 次に掲げる額の合計額

(イ) 成長分野等人材訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の七十五の額（その額が、一の年度における当該成長分野等人材訓練を受けた被保険者一人につき百五十万円を超えるときは、百五十万円）

(ロ) その雇用する被保険者に対して、成長分野等人材訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき、千六百時間を限度とする。）に九百六十円を乗じて得た額

ロ 成長分野等人材訓練（学校教育法第九十七条に規定する大学院に相当する外国の大学院において実施するものに限る。以下このロにおいて同じ。）を受けさせる事業主 成長分野等人材訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の七十五の額（その額が、一の年度における当該成長分野等人材訓練を受けた被保険者一人につき五百万円を超えるときは、五百万円）

(5) (一) (5)に該当する事業主 次に掲げる額の合計額

- イ 情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに情報技術分野認定実習併用職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五））の額（その額が、当該情報技術分野認定実習併用職業訓練を受けた情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者一人につき、次のイからハまでに掲げる一の情報技術分野認定実習併用職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を超えるときは、当該定める額）
- イ 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）
 - ロ 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）
 - ハ 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）
- ロ その雇用する情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者に対して、情報技術分野認定実習

併用職業訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（当該情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者一人につき、千二百時間を限度とする。）に三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額

ハ 情報技術分野認定実習併用職業訓練（座学等を除く。）を受けた情報技術分野認定実習併用職業訓練対象者の一人につき、十一万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十四万円）（中小企業事業主にあつては、二十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十五万円））

(6) (イ)(6)に該当する事業主 次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ (イ)(6)イに該当する事業主 次に掲げる額の合計額

(イ) 二十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円） (イ)(6)イ(イ)の措置を

新たに行った事業主に限る。)

(ロ) その雇用する被保険者に与えた有給休暇の日数(当該被保険者一人につき、百五十日間を限度とする。)を合計した数に六千円(生産性要件に該当する事業主にあつては、七千二百円)を乗じて得た額

ロ (一)(6)ロに該当する事業主 二十万円(生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円)

2 一の年度において、1(一)に該当する事業主の一の事業所(年間職業能力開発計画又は休暇制度導入・適用計画に基づく一の事業所をいう。)に係る人への投資促進コース助成金(成長分野等人材訓練を除く。この2において同じ。)の額が一千五百万円を超えるときは、1(一)及び(二)にかかわらず、一千五百万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。ただし、人への投資促進コース助成金のうち自発的職業能力開発訓練については、当該自発的職業能力開発訓練の同助成金の額が二百万円を超えるときは、当該自発的職業能力開発訓練の同助成金の額は二百万円とすること。

3 一の年度において、1(一)に該当する事業主の一の事業所(年間職業能力開発計画に基づく一の事業所をいう。)に係る人への投資促進コース助成金(成長分野等人材訓練に限る。)の額が一千万円を超えるときは、1(一)及び(二)にかかわらず、一千万円を当該事業所の事業主に対して支給するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、人への投資促進コース助成金は、国等に対しては、支給しないものとする。

5 人への投資促進コース助成金について第三百三十九条の四及び第四百十条の三の準用規定を定めることとし、当該規定に必要な読替規定を整備するものとする。

第二 その他

一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。

二 この省令に関し必要な経過措置を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。